回　覧

相続と遺言書の保管制度

〔法務局の出前講座〕

高齢化の進展とともに、いわゆる「終活」等が浸透しつつあり、相続をめぐる紛争を防ぐために遺言書を作成しておくことが大切であると言われています。

遺言書の形式には、「公正証書遺言」「自筆証書遺言」等がありますが、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成することが可能であり、手軽で自由度の高いものです。しかし、作成後、そのまま自宅で保管することが多いことから、遺言書の紛失や改ざんの恐れといった問題がありました。

法務局では、自筆証書遺言のメリットを損なうことなく、問題点を解消するための新たな制度として自筆証書遺言書保管制度を創設し、令和２年７月 10 日から法務局及び支局において、自筆証書遺言の保管を申請することができるようになりました。

自筆の遺言を、法務局で保管します。この制度について、ベテラン法務局職員による出前講座を実施します。

【会　場】　入間台自治会集会所ホール
【日　時】　令和８年１２月９日（水）
　　午後２時から３時半または４時頃まで
【持ち物】　筆記用具
【参加費】　無料

＊定員５０名
＊人数把握のため、参加される方は、事前に連絡をお願いします。
　（申し込みは、お名前のみで結構です。）
【申込先】　会長　渡辺徹也